

大和市役所連絡所設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月28日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第45号

大和市役所連絡所設置規則の一部を改正する規則

大和市役所連絡所設置規則（昭和49年大和市規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表渋谷分室の項中「大和市福田2021番地2」を「大和市渋谷五丁目22番地」に改める。

附 則

この規則は、大和都市計画事業渋谷（南部地区）土地区画整理事業に係る土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日から施行する。